

平成28年第3回定例会
斑鳩町議会会議録

平成28年9月7日
午前9時 開議
於 斑鳩町議会議場

1, 出席議員(13名)

1番	宮崎和彦	2番	小林誠
3番	中川靖広	4番	小村尚己
5番	伴吉晴	6番	平川理恵
7番	嶋田善行	8番	井上卓也
9番	中西和夫	10番	坂口徹
11番	濱真理子	12番	木澤正男
13番	奥村容子		

1, 出席した議会事務局職員

議会事務局長	黒崎益範	係長	大塚美季
--------	------	----	------

1, 地方自治法第121条による出席者

町長	小城利重	副町長	池田善紀
教育長	清水建也	総務部長	植村俊彦
総務課長	加藤恵三	総務課参事	谷口智子
まちづくり政策課長	安藤容子	財政課長	福居哲也
税務課長	本庄徳光	健康福祉部長	而巻昭男
福祉子ども課長	中原潤	長寿福祉課長	西梶浩司
健康対策課長	北典子	生活環境部長	乾善亮
環境対策課長	栗本公生	住民課長	中尾歩実
都市建設部長	谷口裕司	建設農林課長	上田俊雄
都市整備課長	松岡洋右	下水道課長	寺田良信
上水道課長	井上貴至	会計管理者	藤川岳志
教委総務課長	安藤晴康	生涯学習課長	真弓啓

1, 議事日程

日 程 1. 一般質問

1, 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

(午前9時00分 開議)

○議長（中西和夫君） おはようございます。

ただいまの出席議員は13名で、全員出席であります。

これより本会議を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、昨日に続きまして一般質問であります。

順序に従い、質問をお受けいたします。

初めに、5番、伴議員の一般質問をお受けいたします。

5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） おはようございます。

これから一般質問を始めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

最初の質問は、ISO14001についてであります。今までこのテーマで2回質問させていただいておりますが、当町では、平成29年3月にゼロ・ウェイスト宣言を計画されておりますことから、再度質問させていただきます。

まず、ISO14001登録後、現在まで認証を維持しておられますが、ISO運用による過去5年間の費用対効果はどのようになっているか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 当町のISO14001、環境マネジメントシステムにつきましては、平成14年10月に運用を開始いたしましてから14年目を迎えておりまして、国際規格であるISOへの登録期間は5期目となっております。

当町での環境マネジメントシステムは、オフィス活動における省資源、省エネルギー活動のほか、各事務事業における環境負荷低減や環境配慮への活動に至るまで幅広い範囲で運用をしており、さまざまな面で効果があらわれております。

まず、オフィス活動の効果といたしましては、電気、水道の使用量や重油、ガソリンなどの燃料の使用量、コピー用紙の使用量など、環境マネジメントシステムの運用によりまして削減を図っております。その結果、本庁舎のオフィス活動での経費は、いずれの年度もシステム運用前の平成13年度の状況を下回っており、平成23年度から平成27年度までの過去5年間を見ましても、約2,000万円の経費節減になっております。

ISOへの登録を維持するためには、毎年外部審査を受審する必要がありますが、過去5年間、外部審査に要します費用は約220万円となっており、その費用を差し引きましても、大きな費用対効果が出ている状況でございます。

一方、ISO規格が重きを置いている要求事項でもある各事務事業における環境負荷低減や環境配慮への活動では、これまでに、ビニールごみの埋め立て処理から再資源化処理への移行、バイオマスタウン構想の策定、焼却施設の廃止、そしてごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりなど、環境に負荷を与えている事務事業はその負荷を低減させる対策を、環境にいい影響を与えている事務事業はさらにその影響が高まっていくような仕組みづくりを進めているなど、環境マネジメントシステムは、財政面や地球環境の保全といった面で大きな効果を与えているシステムであると考えておりまして、今後もこのシステムを運用してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えから、さまざまな効果を上げているとのことですが、その見えない部分で費用対効果以上の労力が費やされているのではないかと思えるのですが、その点をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） ご承知のように、環境マネジメントシステムにつきましては、みずから目標や計画を立てて、それを実行して、目標の達成状況をチェックし、そして必要に応じて目標や計画を見直すといった、いわゆるPDCAサイクルを回すことによりまして継続的改善を図っていくものでございます。

外部審査を受審しますので、書類の作成、記録の管理など、時期によりましては繁忙となることもございますけれども、環境マネジメントシステムを運用していなくても、報告書の作成や記録の保管といったものは必要でございます。

また、このPDCAサイクルは、行政運営をしていく上での不可欠な考え方になっており、必要以上の労力を費やしているということはありません。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 昨年11月にISO14001規格が改定され、今後3年以内に各登録団体のシステムの移行が必要になることや、当町においても認証取得から外れている部署もあり、その部署が自主運用されていることから、これを1つの機会として、当町全てを自主運用し、今までの実績からシステムのいいところだけ活用されてはと考えるのですが、全国や県内の自治体の認証の状況を含め、町の考え方をお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 乾生活環境部長。

○生活環境部長（乾善亮君） 平成16年度に改定をされましたISO14001規格に

よりまして、外部審査による認証によらず、規格に適合していることを自己宣言することが認められたということもございます。また、多くの市町村合併が行われた時期とも重なりまして、ピーク時には500を超えていた全国での自治体関係の登録数が年々減少をいたしまして、現在では18の自治体の登録となっているところでございます。

奈良県におきましては、当町の認証登録以後、平成16年に野迫川村、平成20年に天理市がISO14001を認証登録されましたが、それぞれ1期で、自己宣言に移行するということから登録を辞退されたところでございます。

ISO規格では、自己宣言に移行する場合でも、システム運用に客観性と透明性を確保するための対策が求められており、新たな監査システムの構築やそのための人材育成など、その当時から課題も多いと聞いていたところでございますけれども、登録を辞退した県内の2自治体も、自己宣言による客観性や透明性の確保が難しいということで、自己宣言することなく、構築された環境マネジメントシステムの運用も廃止されたとのことでございます。

このような中、当町が自己宣言に移行せずISOに登録を継続していく意義でございますけれども、当町では、先ほど質問者もおっしゃいましたように、平成29年3月にも全国の自治体で4例目となる、ごみを燃やさない、埋め立てないまちづくりを町の決意として広く内外に公表するゼロ・ウェイスト宣言を計画しているなど、町全体で、地球温暖化の防止を初めとした地球環境問題の解決に力を入れているところでございます。

このゼロ・ウェイスト政策は、全国では、徳島県上勝町、福岡県大木町、熊本県水俣市の3自治体のみの取り組みであります。国際的には、オーストラリアのキャンベラ、ニュージーランドの8割を超える市町、サンフランシスコ、プサンなどでも採用されており、その取り組みはヨーロッパにも広がってきているところでございます。

今後は、当町がごみを燃やさない、埋め立てない町を実現するためには、先進的に取り組んでいる3自治体や同じ志で取り組まれている世界の都市や町との連携も必要になってくるときがあると考えております。

そういった世界規模で広がる取り組みを当町でも行い、世界の都市や町と連携していくためには、斑鳩町役場みずからが率先して地球環境問題の解決に取り組んでいること、また、地球環境の保全と創造への先導的役割を担っている姿勢を示す必要があり、この国際基準に基づく客観性と透明性を持ったISO14001を認証登録して

いくことは、そういった姿勢を強くアピールする手段として有効であると考えていることから、改定されましたISO14001規格に対応するため、今年度中にも当町の環境マネジメントシステムを改定し、引き続き登録審査を受審してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 今のお答えでは、引き続きISO14001を登録審査を受審していくと考えておられるようですが、行政がISO14001を続けていくことのメリットが本当にあるのか、多くの行政機関がなぜ自主運用に変更しているのかをもう一度立ちどまって判断していただきたいのです。またこれは続けて議論させていただきたいと思っています。よろしく願いいたしまして、次の質問に移らせていただきます。

いかるがパークウェイに伴う町道整備についてです。この質問も過去に同じ質問をさせていただいたのですが、いかるがパークウェイが生活道路と大きくかかわりがあり、いろいろな面で、開通すれば改善されるとの認識を私も持っているのですが、再度確認させていただきます。

いかるがパークウェイの整備が進めば、生活道路への影響は、現状よりどのように改善されるのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） 本町には、国道25号、168号の2本の国道と県道が広域幹線として斑鳩町と周辺地域を結び、町道が町内を結んでいます。中でも国道25号は慢性的に渋滞している状況であります。

現在、歩道整備についても進めていただいているところではありますが、未整備の区間がございます。また、渋滞を避けた車が生活道路である町道に流れ込むなど、交通安全上も問題となっております。

このたび、いかるがパークウェイ整備の進捗による生活道路への影響に係るご質問をいただいておりますが、いかるがパークウェイが整備されますと現国道25号の交通の一部が転換されることから、国道25号を含めて、身近な生活道路の交通安全の向上が期待できます。平成26年3月に竜田川岩瀬橋西詰までの稲葉車瀬区間が供用したことによりまして、並走する町道の交通量が大幅に減少し、小吉田地区及び稲葉車瀬地区の狭隘な部分を含め、安全性が飛躍的に向上していると考えております。

今後、五百井・興留区間へ事業が延伸することで、その効果がより高まるものと考え

えているところでもございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） 竜田川岩瀬橋西詰まで供用したことだけで今までの町道の安全性が高まったというだけでなく、交通量が見えた段階で、危険と思われる場所を少なくしていく作業にかかっていただくことを私は願います。

最後に、町民の多くの方々が心配している、いかるがパークウェイ三室交差点から先線の整備計画はどのようになっているのかをお伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 谷口都市建設部長。

○都市建設部長（谷口裕司君） いかるがパークウェイ三室交差点から王寺方面への整備についてでございますが、昨年度に西和医療センター付近の歩道整備が実施され、これまで幅員が狭く危険な状態だったものが解消され、歩行者には安全に通行していただけるようになっております。

また、三室交差点から先線の王寺町本町1丁目交差点までの区間につきましては、恒常的な交通渋滞区間となっていることから、昨年度には、斑鳩町、王寺町、三郷町の3町で国土交通省、奈良県などの関係機関及び奈良県選出の国会議員、県議会議員に対し、整備に向けた要望活動を行いました。そして、今年度には、奈良国道事務所、奈良県、斑鳩町、王寺町、三郷町によって、三室交差点から王寺町本町1丁目交差点の間の道路改良についての検討を行っているところでございます。

いかるがパークウェイの開通及びその先線の整備により、広域幹線である国道25号の渋滞の緩和はもちろんのこと、町域内の国道、県道、都市計画道路、あるいは身近な生活道路である町道などがそれぞれその目的に応じた役割分担を果たせるよう機能強化することが可能となり、将来に向けて本町における都市基盤を担保することができます。

そうしたことから、斑鳩町といたしましても、まちづくりの骨格となるいかるがパークウェイの早期完成に向けて努力しているところでございます。

○議長（中西和夫君） 5番、伴議員。

○5番（伴吉晴君） いかるがパークウェイがよりよい道路にするためにも、三室交差点から王寺町本町1丁目交差点までの区間の整備が欠かせないものとなってくるはずでありますので、今後とも国に対して要望活動を続けていただきますことを申し添え、私の一般質問を終わらせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、5番、伴議員の一般質問は終わりました。

続いて、10番、坂口議員の一般質問をお受けいたします。

10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ただいま議長の許可をいただきましたので、通告書に従いまして、私の一般質問を始めさせていただきます。

まず最初の質問ですが、災害備蓄品、特に食糧品関係についてでございますが、5年前の東日本大震災や本年4月の熊本地方を襲った地震、また、8月には東北、北海道地方を襲った台風10号により多くの方が被災されました。また、南海、東南海地震が近い将来高い確率で発生すると言われております。

こういう状況において、災害の発生に備え、町におかれましては、食糧品に関して、現在どの程度備蓄されているのか、また、どのような計画を持って備蓄されているのか、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 本町におきます災害対応用の食糧の備蓄状況についてでございます。平成28年9月1日現在で、アルファ米が2万2,250食、ビスケットが1万1,580食、合計3万4,830食分の備蓄を行っているという状況でございます。また、この備蓄数量につきましては、本町におけます災害時の避難者数を、第2次奈良県地震被害想定調査報告書に基づく本町の最大避難者数、約9,000人に対しまして、3食分を対応できるよう、2万7,000食分を備蓄目標数量として設定をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） この食糧ですね、アルファ米につきましては、当然のことながら賞味期限があると思います。斑鳩町では、賞味期限切れ前の食糧品を自治会や自主防災会等に配布されるなどの取り組みをさせていただいておりますが、備蓄品の更新の考え方や活用について、町の考え方をお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 備蓄品につきましては、一般的に賞味期限が5年間となっております。一時期に一斉に賞味期限が到来することがないように、年度ごとに分散して購入することによって更新を図っているところでございます。

また、賞味期限の到来の間近な食料につきましては、質問者もおっしゃいましたように、町の広報紙で、自治会等で防災訓練を行うときに無償提供が可能であるということを知らせていただいております。また、自主防災組織や社会福祉施設に対しましても意向調査を行いまして、昨年度は、年度末で賞味期限を迎える3,180食をご利用い

ただいたというところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 実際にこの提供いただいたアルファ米を利用して炊き出し訓練を行うということは大変意義のあることであると思います。私どもの自治会でも、このアルファ米を利用して炊き出し訓練を行いました。初めての体験で戸惑った面もありましたけれども、たまたまうちの自治会には経験者が、この炊き出し訓練を行った経験者がおりましたので、その方の指導もあり、非常に助かったという経緯がございます。

こうしたことから、町の職員の方々も、一度、実際にアルファ米の炊き出しをして、どのようにするのか、50食分となっていますが、容器に入れる量によってどの程度の人数に配ることができるのかということを経験してみることで、住民に対して、より適切な使用方法などの説明ができると思いますので、こうした研修等の機会を設けていただくことなどにより職員の防災力向上を図っていただきたいと思います。

それでは、次の質問に移ります。次は、職員の名札についてということでございますけれども、このことにつきましては、以前にも同僚議員のほうから同じ質問がありましたけれども、現在、職員の方の首から下げられている身分証明書のような名札について、氏名や所属の表示が小さく見えにくいという声を住民の方から聞きます。もう少し氏名や所属の表示を大きく、わかりやすくできないでしょうか。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） 職員の名札につきましては、職員の写真を掲載するほか、所属、氏名、振り仮名を印字しているところでございます。以前の一般質問におきましても、氏名や所属の課の名前がわからないといったご指摘もいただいたところがございます。

議員ご指摘いただいているとおり、名札の氏名、所属の表示を大きくすることで、住民の皆様が対応している職員を確認しやすくするとともに、安心につながるものであるというふうに考えておきまして、より見やすい名札となるよう工夫してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 本年度におきましては、機構改革もありましたし、名札のほうも見やすくなるよう改革のほうをお願いしておきます。

それでは、次の質問です。学校施設の照明設備のLED化についてでございますけれども、斑鳩小学校においては既に、もう実施していただいておりますし、西小学校のほ

うも、今年度、国からの補助がついたということで実施の予定となっております。

斑鳩小学校においては、LED化による実績も出ていると思われませんが、その費用対効果について、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 学校施設におきますLED化に伴う費用対効果でございます。

電気使用料及び器具の設置に係る維持管理費等で比較をいたしますと、蛍光灯は、電力使用料のほか、使用状況にもよりますが、数年に一度電球の交換が必要となり、また、電流を安定化させるための安定器の交換も必要になってきます。次に、LED灯であります。器具の入れかえに係る費用は当然発生いたしますが、月々の電力使用料を低く抑えられる上、寿命が長いという特性がございます。このことから、器具1灯当たりで比較をいたしましても、約10年を経過いたしますと、LEDのほうが電力使用料等の維持管理に係る費用が安くなると試算をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） ただいまの答弁の中で、電気料金等、維持管理に係る費用が安くなるということですが、もう斑鳩小学校のほうでは実績も出ていると思いますので、どのくらい安くなっているのか、お聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 斑鳩小学校の電気料金の支払い実績を見てみますと、月々、使用状況によって違うんですけども、平均で1月当たりで約7万円低くなっているという状況でございます。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 斑鳩小学校の実績において月に7万円も安くなるというのであれば、町単独で実施されても効果があると思われませんが、今後の考え方についてお聞きいたします。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 交付金当てにしないで町単独でというご質問でございますが、議員もご承知いただいておりますように、今、先ほどもご紹介いただきましたように、平成26年度で斑鳩小学校でLED化を施工いたしまして、その次の年の平成27年度には斑鳩西小学校で施工する予定をしておったところでございますが、文部科学省のほうですね、その27年1月に、この交付金、学校施設環境改善交付金というのがございますが、これが縮小されまして、そのかわり、校舎等の耐震化工事を優先し

て補助採択がされるということになりまして、このLED化事業につきましては国の補助事業が採択されない見込みとなったことで、延期をさせていただいたところでございます。

そうした中で、本年の5月、国におきまして、予算の執行状況等を見る中で、斑鳩西小学校の照明設備LED化につきまして、国の繰越予算における補助事業として採択がなされたことがあって、去る6月町議会定例会において一般会計予算の補正の議案を上程させていただいたところでございます。

町といたしましては、照明設備のLED化に伴い、電力使用料の削減など、その効果については十分に認識はしておるところではございますが、まずは児童生徒の安全安心を確保することを最優先に考え、現在、渡り廊下等の耐震化に取り組んでいるところでございます。さらに、今後につきましても、窓ガラスや内壁、外壁等の非構造部材の耐震化あるいは老朽化への対応も必要となってまいります。

このように、多額の財政負担を必要とする課題が山積をしておりますことから、できる限り国等の補助金を活用し、町の持ち出しを極力抑えるよう努めているところでございます。

このことから、照明設備のLED化につきましては、引き続き国の補助金の動向に注視してまいりたいと考えております。厳しい財政状況の中での運営であるということで、十分ご理解を賜りたいというふうに思います。

○議長（中西和夫君） 10番、坂口議員。

○10番（坂口徹君） 多大な費用もかかることですので、安全・安心を確保するという、こういう優先順位を考える中で、これはいたし方ないことかなとは思いますが、国からの補助がつかましたら速やかに実施していただくようお願いしておきます。

これで私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、10番、坂口議員の一般質問は終わりました。

次に、11番、濱議員の一般質問をお受けいたします。

11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） 議長のお許しをいただきまして、通告に基づいて一般質問をさせていただきます。

私は、今回の議会での一般質問、1つのことに絞ってお伺いをいたします。介護保険の総合事業についてでございます。

通告書にもありますように、まず最初に、介護保険の現況と総合事業の進捗状況に

ついて、お伺いをいたします。

介護保険の現況については、まず、納税者の人数、それから認定者の数、また、サービスを利用している方、していない方、その数、また、認定者については、介護度ごとの数を、それぞれ65歳未満、65歳から74歳、75歳以上に区分してお聞かせいただきたいと思います。

介護保険の納税者は40歳以上と定められております。健康保険とともに、その税は納めなければなりません。年金の受給者に対しましては、年額の18万円以上の方は、年金より天引きをされることとなっています。斑鳩町の介護保険基準額は、年額で6万4,300円でございますが、低所得の方は、基準額から収入に応じて減額がなされます。いわゆる保険料段階で1から4の方がこれに該当いたしますが、基準額の適用のこの5の方までの人数もあわせてお伺いしたいです。お願いいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 介護保険の現況についてでございますが、まず初めに、納税者数について、お答えをさせていただきます。本町の納税者数は、合計で8,246人となっております。そのうち、介護保険の第1段階から第5段階までの各階層別の人数でございますが、本年4月1日現在で申しあげますと、第1段階は1,286人、第2段階は468人、第3段階は442人、第4段階は1,008人、第5段階は1,048人で、合わせまして4,752人で、その割合は、全体の57.6%となっております。

次に、介護度別認定者数の状況でございますが、本年7月末現在の状況で、要支援1は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が29人、75歳以上が179人、第2号被保険者が2人で、総数は210人。要支援2は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が28人、75歳以上が206人、第2号被保険者が3人で、総数は237人。要介護1は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が21人、75歳以上が188人、第2号被保険者が4人で、総数は213人。要介護2は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が35人、75歳以上が280人、第2号被保険者が11人で、総数は326人。要介護3は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が22人、75歳以上が185人、第2号被保険者が6人で、総数は213人。要介護4は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が16人、75歳以上が143人、第2号被保険者が1人で、総数は160人。要介護5は、第1号被保険者の65歳以上75歳未満が15人、75歳以上が86人、第2号被保険者が2人で、総数は103人となっております。総認定者数は1,

462人となっております。

次に、要介護を受けてサービスを利用していない状況でございますが、本年6月の状況をもとに試算した人数で申し上げますと、要支援1は、第1号被保険者は126人、第2号被保険者は2人で、総数は128人。要支援2は、第1号被保険者は103人、第2号被保険者は1人で、総数は104人。要介護1は、第1号被保険者は52人、第2号被保険者は2人で、総数は54人。要介護2は、第1号被保険者は51人、第2号被保険者は3人で、総数は54人。要介護3は、第1号被保険者は32人、第2号被保険者は1人で、総数は33人。要介護4は、第1号被保険者は24人、第2号被保険者は0人で、総数は24人。要介護5は、第1号被保険者は3人、第2号被保険者は0人、総数で3人となっており、合計で400人、率にして27.4%となっております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） ありがとうございます。

今の数字から見ますと、納税されている方の48%が65歳以上の方です。あの方方は、それよりも若いという方でございます。また、この65歳以上の方のうち約17%あまりの方が、認定を受けておられます。その認定を受けている方の約73%の方が、何らかのサービスを利用されているということです。

この質問にあります総合事業への移行する方、認定で要支援の1、2、合わせて450人足らずですけど、このうち、サービスを利用されているのは約半数の方が利用されていますけれども、あとの半数の方は介護保険のサービスを利用されておられないということがわかりました。この利用されていないというのは、ご家族でありますとか、地域の支援の援助を受けておられて生活を維持されておられることと思います。しかし、将来、介護サービスを必要とされる方が増加していることを示していると思います。この、これからふえていく未知の数、しかし必ず増加をしていくというこの介護保険サービスをいかに安上がりのサービスへ移行し、事業費を抑えていくかが今回のこの法の改正の大きな目的であると私は考えております。

また、低収入の方、つまり基礎額から減額されている方は、この回答にもありましたように、保険料の段階が1から4である方が3,700人あまり、パーセントにして45%ぐらいでございますけれども、この納税者の半数近くが、少ない収入の中から、減額されているとはいえ、保険料を納めていることがわかります。

今回の総合事業の導入の法改正につきましては、重ねて言いますけれども、介護保険制度の根幹にかかわる改正でございます。未認定の方や自立の方に対して、また、

要支援の方に対しての支援策の充実が図られるとのうたい文句でございますが、既に先に導入を実施している市町村では問題点が噴出しており、それはまさに高齢者の生存権を侵害するものにほかならない、こういった報告がございます。総合事業サービス単価の減額であったり、現行サービスを利用抑制する、また、ボランティアや地域での支援に委ねる、こういった事業費の抑制がこの法改正、総合事業の大きな目的ではないでしょうか。

続いて質問をいたします。広域7町で進められております、この協議の進捗状況はいかがでございますでしょうか。

斑鳩町でも高齢化が進んでおりまして、誰もがこの年齢になることは確かなことでございます。この方々は、行く行くは介護保険を利用することで年をとって安心して暮らせることを希望し、また、権利でもございます。しかし、介護保険の制度についてよくわからない方が多くおられます。65歳未満の方だけでなく、未認定の方々にもこれは見られております。実際に利用されておられる方も、ケアマネジャー任せで、特に、たび重なる法改正の理解はなかなか進んでいないのが現状ではないでしょうか。

こういった中で、この7町での取り組み、どのように進められているのか、現状をお聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 広域7町での協議の現状でございますが、本町を含めます王寺周辺広域市町村圏の広域7町におきましては、サービス事業者等の営業範囲が重複していることから、この総合事業の円滑な実施に向けて、サービス内容等に差が生じないように、広域7町で統一したサービスの基準や報酬単価等について協議を行い、調整を進めているところでございます。

現時点におきまして、サービスとして、現行相当サービスは現行どおり総合事業に移行することとしております。また、緩和サービスとして、訪問介護において生活支援サービスの提供を考えているところでございます。

具体的なサービスの基準や報酬単価等につきましては、取りまとめつつあり、具体的な答弁はできませんが、本定例会中における担当常任委員会ではご報告できるよう調整を進めておりますので、ご理解願いたいと思います。以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） また詳しいことも委員会等で質問をさせていただきますけれども、現在まだ進めているということで、先ほども申しあげましたけれども、この介護保

険が変わるんだということにつきましては、皆さん耳にはしておられるけども、実際にはどうなっていくのかっていうのがわからない、そのことについてはしっかりと周知をさせるということが大切であると考えております。町としては、ホームページであるとか、広報であるとか、また、説明とか、お知らせをされて、総力をかけて推進しておられると思います。しかし、介護保険制度をまだ身近に考えておられない、また、法改正の問題点に意識が向かない多くの方々への丁寧な周知や意見を聞く取り組みが果たして十分であったでしょうか。

4月からの本施行の段階で窓口相談に来られた方や問い合わせの方には、現在と同じように丁寧な説明をされることと思います。しかし、理解が不十分のまま、総合事業、つまりチェックリストを選ばれるのではないかと私は危惧いたしております。

総合事業での緩和型サービスへの移行を受け入れるという事業者の方、この受け入れ体制など、また、保険給付の減額や無資格者のサービス提供可能を含む人材確保の問題等の現場からの声、意見をどのように聞かれましたか、お伺いしたいと思います。

先に実施をしております自治体では、現行相当サービスから、より費用の安い緩和基準のサービスへ移行したけれども、給付額が減額となったため低い賃金の職員を使用しなければならず、結果的に、人材不足や現職員の賃金減額など、受け入れ事業所の経営維持が困難になるなど、受け皿の面でも問題があるとの報告がございます。

安上がり、無資格サービスのA型を導入することは安易に行うべきではないと考えておりますが、いかがでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） まず初めに、総合事業サービスの移行についての周知でございますが、町広報紙やホームページ、出前講座などさまざまな機会を通して、今後とも住民の皆様はその周知を図ってまいりたいと考えております。

サービスが必要となり、地域包括センターや長寿福祉課に来られた際には、制度について説明をさせていただき、本人の状態や希望するサービスなど、本人の意向を確認し、サービスへつなげてまいりたいと考えております。

また、事業者やケアマネジャー等への周知につきましては、今後、広域7町で実施を考えております事業者説明会、そして介護支援専門員連絡会等において制度の内容や利用手続等について周知徹底を図りますとともに、こうした機会を通じまして、事業者等と意見の交換を行ってまいりたいと考えているところでございます。

今後、高齢者がふえ、サービス利用希望者がふえると見込まれる中、緩和サービスを

提供することによりまして、サービス提供の受け皿の充実や担い手の拡充等につながることから、サービスの定着や利用普及につながるものと考えております。以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 周知については丁寧にしていただきたい、それから、利用者さん、事業者さんの意見も十分にくみ取っていただきたいと思います。

この7町での協議は、担当者の方がお集まりになって進めておいでということをお願いしておりますけれども、この協議の中で、担当者が決めたことを住民にお知らせするというのではなくて、前もってきちんと公表をし、住民の意見や、そして事業者さんの意見を反映させるべきだと考えております。また、広域7町各町での議会で出ました意見なども協議会にきちっと反映をしていただきたいことを望んでおります。

次の質問に移ります。チェックリストと判定基準についてのことをお伺いします。

チェックリスト、判定基準、これを7町で共通で定めるということですが、具体的にはどのようになっていますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） チェックリスト、判定基準についてありますが、本町では、国が示す基本的チェックリストを活用し、実施してまいります。

この基本チェックリストの質問項目及び基準につきましては、これまでの二次予防対象者の把握として利用していた内容と変わらないものとしており、対象者の基準については、閉じこもり、認知機能の低下、鬱病の可能性を判断する項目についても活用させていただきます。

実施に際しましては、チェックリストの使い方に基づき、質問項目の趣旨を説明しながら、本人等に記述をしていただきます。基準に該当した場合、介護予防ケアマネジメントにおいてアセスメントを行い、該当した基準の項目に関係なく、自立支援に向けた課題の抽出、目標の設定を行い、必要なサービスにつなげてまいります。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 私は、介護保険のこの総合事業のことにも、前の議会でも質問をさせていただいております。以前の私の質問の回答の中に、訪問看護通所介護のサービスのみを希望される場合や一般介護事業を希望する場合等は、要介護認定を行わないで、基本チェックリストを利用することにより、直ちにそのサービスを利用していただくことができるようになりますとありました。チェックリストにより、訪問介護、通所介護のサービスが直ちに利用できるということは、従前からの要支援認定に相当す

るということと理解をしていいでしょうか。

続けます。言うまでもなく、介護保険の認定は、本人、家族からの聞き取りだけではなく、主治医の意見や認知の診断などを厳格に審査され、決定されております。申請から決定までに時間がかかるのは当然でございます。介護度を判定し、その変化を分析することは、その方の今後の介護計画策定要素となり、介護状態の改善や維持につながるものと考えています。

7町で準備が進んでいるチェックリスト案は、国の示したモデルによるものでございますので、振り分け基準というのについてはどうなったか、お聞きしたいと思います。

この振り分け基準、チェックリスト振り分け基準は、要支援、要介護の1、2など、軽度者の判定とほぼ同じ判断ができるものですか、教えていただきたいです。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 総合事業の利用に当たっての手続きということで、チェックリストの項目について答弁をさせていただきます。

住宅改修や福祉用具貸与等の保険給付が必要な場合や保険給付と総合事業を併用する場合には、ご承知のように、要介護認定の申請が必要となります。しかし、総合事業のみを利用される場合には、要介護認定を省略し、基本チェックリストを用いて事業対象者とすることができます。その際も、要介護認定を希望される場合は、いつでも申請は可能となっているところでございます。

こうした点を踏まえまして、申請窓口の地域包括支援センターや長寿福祉課におきましては、先ほど申しあげましたとおり、本人の状態や希望するサービスなど本人の意向を確認した上で、総合事業について説明を行ってまいります。総合事業によるサービスのみ利用する場合は、要介護認定を省略して基本チェックリストを用いて、事業対象者となれば迅速なサービスの利用が可能であること、また、総合事業対象者となり、総合事業のサービスを利用し始めてからでも、必要であれば、要介護認定等の申請が可能であることもあわせて説明をさせていただきます。

基本チェックリストでは、身体状況の把握は十分とは言えないのではないかと考えておりますが、利用者の状況やサービスの利用意向をしっかりと聞き取り、判断してまいりますので、ご指摘いただいたような安易な振り分けはいたしません。また、基本チェックリストの活用実施により、要介護認定等の申請が必要と判断される場合には、認定申請を受け付ける等の場合もございます。以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 安易な振り分けはしないということをお聞かせいただいて、少しは安心をいたしました。

この質問の中で私が望んでいるのは、必ず介護認定を受けていただきたいと思っているからでございます。そちらの方向にということですがけれども、窓口での説明だけでチェックリストでの総合事業への参加でなく、必ず保険認定手続きをすることを基本としていただきたいと思っています。

先のことについて、つけ加えて申しあげますけれども、国のガイドラインでは、介護認定なしで総合事業のサービスを受けることができるのは、介護予防生活支援事業の対象者について、改正前の要支援者に相当する者であると明確にうたっております。チェックリストや、それから判定基準が介護認定にまさるものではございません。このことから、たとえ希望するサービスが訪問介護、通所介護だけであっても、介護認定が行われるべきと考えております。このことについては、いかがでございますか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） ご質問のとおり、チェックリストというのは、介護認定をまさるものではございません。そうしたことから、チェックリストの説明時、いわゆる総合事業の説明時に、介護認定申請を受けることもできるという説明を行ってまいりたいというふうに考えております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） この総合事業では、認定を受けておられる方、または認定を受けずに利用される方、どちらも出てくることと思います。

介護保険では、介護認定で決定された介護度に異議があれば再審査を申請でき、また、急激な変化などがあれば変更申請ができる権利が保障されています。また、サービスのケアプランを決めることが、ご本人ができます。

今、既に実施している市町村で、総合事業のサービスを打ち切ったり、また、委託民間業者の健康教室に変更したところ、明らかに変更前よりも介護度が悪化して、そのことで、担当部長が判断間違いを認めて謝罪したとの報告がございました。必要なサービスを保障するのは、本人の介護度の進行を防ぐためには必須要件でございます。認定という、医師などの専門職の手の届かないところでの介護保険外しや無理ある自立、卒業の強要が多発しているとの事例も報告がございまして。無資格の介護従事者の賃金は低く抑えられて、それが人手不足や質の低下を招きかねないと私は心配をしております。

現行のサービスを継続して行い、新規利用者についても介護認定を受けることを基本

とすることを強く望んでおります。

これまでの要支援の方の保険給付の月額、回数でありますとか、量に限度がありませんでした。月額で決まっておりました。しかしそれは、要介護の単価に換算をして、介護度に見合った計画にするという良識的な判断で行われてまいりました。もちろん、換算をしても、サービスの量は少ないとか、少ない利用しかされていないという方もおいでなのは確かでございます。

こういった少ないサービスを受けておられる方が、今後、サービスをふやしたいというときであったり、また、認定を受けておられない方の場合など、総合事業では地域包括のケアマネが対応すると聞いておりますが、この良識的な換算とはいえ、保障されていたこういった利用の権利は守られるのでございましょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） これまで受けられていたサービスの利用が守られるのかということなんですけども、総合事業の実施に当たりましては、地域包括支援センター等によるケアマネジメントを行い、サービスを必要とされる方々の身体の状態や置かれている環境などを踏まえまして、課題の抽出、目標の設定を行い、必要とされるサービスにつなげているものでございます。

そうした中、サービスを利用する中で、状態が変化したり、要介護度の認定の申請が必要となれば申請していただき、必要なサービスをご利用いただけることとなっております。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱眞理子君） ありがとうございます。その本人さんの状況が変化していったり、必要なサービスについての、一番身近でその方を観察というか、見ておられる方が、今まででしたらしっかりとした専門職の方が当たっておられました。通所でもそうですし、ヘルパーさんもきちっと資格のある方が伺っての対応をされておりました。

今、緩和型では、無資格の方、もちろん研修を受けていただいてということですけども、こういった無資格の方が直接携わる場合、その観察力というか、気づきというところには、おのずから専門職の方とは差があると思います。そのことが、ご本人のことにマイナスにならないかと心配をいたしております。

こういったことから、緩和型のサービスについては取り入れるべきでないとは主張したいと思っております。

続きまして、総合事業の限度額についてのお伺いをいたします。地域支援事業である

この総合事業の限度額の算定は、前年度の実績掛ける後期高齢者の伸びと聞いておりますけれども、現行のサービスをそのまま維持した場合、今後の行く末、試算ですとか、動向とかいうものについてはどうなっていくのでしょうか、お伺いいたします。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 総合事業の上限額につきましては、介護予防の訪問介護等が総合事業に移行した後におきましても、これらサービス等の移行分を賄えるよう、地域支援事業の上限額を見直しつつ、事業の効果的、効率的な実施の観点から引き続き上限額を設けられているところでございます。

具体的には、先ほど質問者もおっしゃられましたように、総合事業開始前の年度の予防給付事業実績、これは、介護予防訪問介護、介護予防通所介護、介護予防支援の足した金額と介護予防事業費実績を加えた金額に、75歳以上の高齢者の伸び率を掛けた金額が上限となります。

また、その財源構成でございますが、これまでと同様に、国が25%、県、町が12.5%、第1号被保険者保険料が22%、第2号被保険者保険料が28%となっているところでございます。

総合事業の趣旨といたしましては、効果的な介護予防マネジメントと自立支援に向けたサービスの転換による要介護支援からの自立促進や重症化の予防を図る事業であるため、結果として費用の効率化を図ることを目指しているものであり、ご指摘でございます。

また、上限額の推計でございますが、現時点では、その上限額を超えることはないのではないかと見込んでいるところでございます。以上です。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 超えることはないというふうに見込んでいるということですが、限度額を給付額が上回った場合には、どのように対処されるとお考えですか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 国では、一般会計、いわゆる町の一般会計からの繰り入れを行うとされているところでございますが、現時点では、先ほど、超える見込みが少ないということだったので、そういった事態にはならないのではないかと考えているところでございます。

○議長（中西和夫君） 11番、濱議員。

○11番（濱真理子君） 制度的な問題といたしましては、今、超えることがないという

ことですけれども、この限度額というのを設定していることが大きな問題点であると思います。この限度額の設定を撤回するようというのをぜひとも国に対して要望することを求めたいと思っています。

この法案が参議院で採決された際に、附帯決議で財政の確保を含めた必要な支援を、参議院では政府に求めております。政府は、国会に対してこの責任を果たさなければなりません。

町は、サービスの提供に必要な総合事業費を確保し、一般会計からの補填も行い、上限額を理由に、これから先、利用者の現行サービスの利用を抑制することのないように求めるものでございます。

先日、地域包括センターに大変お世話になりました。ひとり暮らしで地域のおつき合いもあまりない方が、認知症の症状が出現をし、放置できない状況となっておられたのを連絡をいたしました。すると、すぐさま、面談であるとか、ご兄弟への連絡、また、主治医、それから信貴山病院受診へとつないでくださり、グループホームの見学も企画をしてくださるということをしてくださいました。的確で迅速な対応に感謝をいたします。ご本人に成りかわり、お礼申しあげます。しかし、何よりもうれしいのは、優しく寄り添って、本当に親身になっての援助をしてくださったことでございます。この姿勢を貫き、住んでいたよかったと言える斑鳩町をつくっていただきたいと切に願うものでございます。

しかし一方では、町内にお住まいのご夫婦、2人暮らしをされておまして、奥様が要介護2で、ご主人が要支援の1の方でございます。奥様が週に4回のデイサービスを利用して入浴介助を受けておいででございます。ご主人は膝が痛くて、リハビリのために週2回のデイを利用されています。しかし、ご主人は湯船をまたぐことができませんが、デイでの入浴は利用されておいでじゃありません。理由をお聞きいたしますと、入浴介助を受けるためには1日利用をしなければならず、この方は半日でお帰りですので、1日利用をしなければならず、1日利用をすればお昼御飯を食べなければならない。その実費負担だけで月に5、6、000円かかるのがつらいのでというふうにおっしゃいました。自宅のお風呂は1年中シャワーだけですともお話をされました。介護保険料、利用の一部負担金、そして実費の負担、ほかにも医療費の負担増や重い消費税、やりくりというのは我慢することだともこの方は言われておいででございます。

政府は、今回の総合事業に続いて、要介護1と2の方の介護保険外しを画策し、既に準備を始めたとの報道がございました。これは決して許されるものではないと私は思っ

ております。

国や県で決まったものだから町ではどうにもできないというのではなく、住民の一番身近な町だからこそ、命、暮らしを守る防波堤になってほしいというのは、全住民の願いでございます。町のこれからの姿勢に期待をし、要望して、質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、11番、濱議員の一般質問は終わりました。

10時20分まで休憩いたします。

（午前10時04分 休憩）

（午前10時20分 再開）

○議長（中西和夫君） 再開いたします。

次に、6番、平川議員の一般質問をお受けいたします。

6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 6番、平川です。

議長のお許しを得ましたので、通告に従いまして、一般質問をさせていただきます。

まず最初は、福祉の分野での住民との協働についてです。本町では、協働のまちづくりとして、まちづくり政策課を中心にさまざまな住民との協働が進められております。それはとてもよいことだとは思いますが、地域のさまざまな課題を解決するためには、福祉の分野での協働が大切ではないかと考えます。高齢者の孤立や認知症の高齢者を支える取り組み、障害のある人への支援、子育ての支援など、行政だけではできないことを、住民と連携して課題を解決する取り組みが必要だと感じます。

福祉の分野での協働について、どのように考えておられるか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 福祉分野での住民との協働の考え方についてでございますが、現在、本町では、協働のまちづくり活動提案事業におきまして、ご質問のあった福祉分野を初め多くの分野で住民との協働を推進しているところでございます。

その中でも、福祉分野の特色といたしましては、活動実施主体である住民団体との連携のみにかかわらず、社会福祉協議会、民生・児童委員、事業者など多くの関係団体との連携により、住民の福祉サービスとして提供できるものと考えております。

本町といたしましては、社会環境が大きく変化する中、社会サービスに対する住民の

ニーズは複雑多様化しており、非常に難しい時代となっているものと考えております。今後、誰もが安心できる、生きがいのある暮らしを実現するために、行政だけでなく、住民、NPO、ボランティア団体、事業者など多様な主体が相互に協力して、多様な住民ニーズに対応することが求められていると考えており、今後とも協働による福祉の実現に取り組むとともに、その事業効果が広く波及できるよう、関係機関との連携も図ってまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 協働による福祉の充実を推進していくとのお答えをいただきました。

では、こうした協働を進めていく上で、社会福祉協議会の役割が重要になってくると考えます。社会福祉協議会の役割について、町としてはどのように認識されておられますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 社会福祉協議会の役割についてでございますが、社会福祉協議会は、民間の社会福祉活動を推進することを目的とした、営利を目的としない民間組織で、社会福祉法に基づき設置されております。

実施する事業として、社会福祉を目的とする事業の企画、実施、社会福祉に関する活動への住民の参加への援助、社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡調整及び助成、このほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業を行うこととされております。

これらの事業を実施するため、社会福祉協議会は、それぞれの都道府県、市町村で地域に暮らす住民のほか、民生・児童委員、社会福祉施設、社会福祉法人等の社会福祉関係者、保健、医療、教育など関係機関の参加協力のもと事業を進めております。

本町の社会福祉協議会では、その目的を達成するために、さまざまな事業を実施されております。主な事業として、地域福祉活動の推進として、小地域福祉活動の組織化支援と活動の促進、ボランティアの育成と活動の促進、民生・児童委員及び主任児童委員活動の支援など、生き生きとした暮らしの支援として、暮らしの困りごとの支援、総合相談援助事業、生活福祉資金貸付事業、地域福祉権利擁護事業、生き生き号の運行など、福祉教育と啓発活動の推進として、社会福祉大会の開催、福祉懇談会の開催、手話奉仕員養成事業などに取り組まれております。

斑鳩町社会福祉協議会では、発展・強化計画を策定し、『安心して暮らせる「つなが

り」と「しくみ」づくり』を重点事業の目標として、今、申しあげました事業などを実施し、今日的な地域の福祉課題に対応するため、住民に一層寄り添い、地域の人々が住みなれたまちで安心して生活のできる福祉のまちづくりの実現に取り組まれております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 社会福祉協議会は、行政では行き届かない活動を担い、住民と連携することで地域の課題を解決し、地域福祉のかなめであるということを確認をいたしました。町も同様の認識を持っていただいていると思います。

その社会福祉協議会ですけれども、本町からも一定の補助金が支出され、町の職員も理事になっていると聞いております。補助金の金額、そして社会福祉協議会との体制について、町との関係性について、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） まず初めに、斑鳩町社会福祉協議会への補助金につきましては、平成28年度では、5,064万1,000円を予算計上しております。

次に、斑鳩町社会福祉協議会の組織についてでございます。平成28年4月1日現在で、執行機関として、会長1名、副会長1名、常務理事1名を含め、理事13名からなる理事会、議決機関として、評議員25名からなる評議員会が設置されているほか、事業の運営や会計執行状況を監査する監事2名で組織されております。また、事務局として、事務局長1名のほか、正職員6名、臨時職員2名の9名が配置されております。

斑鳩町からは、会長として町長が、法人の常務を掌理する常務理事として福祉担当部長の私が、評議員として福祉担当課長の福祉子ども課長が就任をしているところでございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 町長が会長を務め、福祉部長が常務理事になっておられるということで、地域福祉のかなめにある社会福祉協議会とどのように連携を進めるのか、町の意向を十分に反映していただける組織であろうと思われまます。町と連携し、地域住民と協働した福祉を充実させ、その中心的な存在として働く組織であるように努めていただきたいと思います。

そうしました地域の課題を、住民、行政が協働して取り組むために、それぞれどのようなことに取り組むかを考える上で、地域福祉計画の策定が必要だと考えます。また、

地域福祉計画を具体的に進めるためにも、社会福祉協議会が策定する地域福祉活動計画も同時に作成することが必要だと思います。実際に、自治体によっては一体的に策定しておられるところも多いと聞いております。

地域福祉計画の策定及び、これは社会福祉協議会がつくるものですが、地域福祉活動計画について、どのようにお考えか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 地域福祉計画、地域福祉活動計画の策定についての考え方でございます。

初めに、地域福祉計画につきましては、地域における福祉サービスの適切な利用の促進に関する事項、地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発展に関する事項、地域福祉に関する活動への住民参加の促進に関する事項を定めるものでございまして、社会福祉法第107条に規定され、その策定は市町村の努力義務となっていてるところでございます。

県内の市町村の策定状況としては、平成28年4月現在で14市町村となっております。本町におきましては、第4次斑鳩町総合計画の計画期間である平成31年度までに策定していく予定としております。

一方、地域福祉活動計画につきましては、一般的に、自治体の地域福祉計画で定めた目標を実現するために地域住民が主体となって取り組んでいく地域福祉活動の具体的な内容を示す計画とされているものの、法的な位置づけはございません。

まずは、地域福祉計画の策定に向けて努力してまいりたいと考えております。

なお、斑鳩町社会福祉協議会では、法人活動の具体的な内容を示す計画として、発展・強化計画を策定され、町の福祉計画、施策との整合性を図りながらその活動に取り組んでおられます。

今後、本町において地域福祉計画の策定を進めていくに当たっては、地域福祉の中核としての役割を担っている斑鳩町社会福祉協議会とも連携を図りながら、住民ニーズの把握なども行い、計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 社会福祉協議会が中心になって、ボランティア団体や各地域などと連携を図りながら地域の課題を解決していく、そのことに向けて地域福祉計画を策定していただけるということの答えをいただきました。

できましたら、計画をつくっていく段階で、そうした社会福祉協議会や住民とともに

地域の課題を解決するためにはそれぞれの立場で何をすべきか、どのように行動すべきか、何が必要か、ともに考えながら作成し、実効性のあるものにしていただきたいと思ひます。

また、地域福祉活動計画にかわるものとしても発展・強化計画を策定しているということですが、計画策定の推移を見守りたいと思ひますけれども、地域福祉を前に進めるものとなるように望みたいと思ひまして、今回のこの質問については終わらせていただきます。

続きまして、2問目の質問にまいります。2問目は、障害のある人が支援を受けやすいマークについてであります。

私の知人で、目が見えにくいという障害のある方が、スーパーで買い物をしているときに非常に時間がかかって周囲の人に迷惑をかけているようで気にかかる。道を歩いても人とぶつかったりすることもある。外見からは障害があることがわかりづらいので、自分から言わない限りはサポートしてもらうこともできず、また、迷惑をかけていてもその理由をわかってもらえない。周りから見て障害があるということを知ってもらえるようなマークとか、サインのようなものはないだろうかと思ひました。

いろいろと調べてみますと、全国的には、障害のある人が身につけ、周囲の人がサポートを受けやすいようにするヘルプマークというのをつくっている自治体もあり、全国的に広がりつつあるようです。妊娠している女性が身につけるマタニティマークはよく知られておりますが、奈良県では障害のある人がそうした身につけるマークはなく、ほかの自治体の取り組みについてもあまり知られていないのが現状です。

そこで、質問です。障害のある人が身につけ、周りから支援を受けやすくなるようなマークやサインを本町としても取り組むことはできないでしょうか。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） 障害のある方が支援を得やすいマークについてのご質問でございますが、現在、本町では、作成、配布はしておりません。

既に実施をしておられます自治体について調べてみましたところ、先ほど申されていたとおり、東京都が作成しているヘルプマークがこれに当たるものと思ひます。

このヘルプマークは、障害者など配慮が必要な方がかばんなどにつけ、周囲に支援や配慮が必要であることを示すものとなっており、東京都では、地下鉄やバス等の優先座席にもマークを明示して、配慮を呼びかける取り組みを行っていらっしゃいます。

また、対象となる方につきましては、障害者に限らず、難病の方や妊娠初期の方も対

象としておられるところがございます。

東京都のほかに、自治体では、岡山県、徳島県、福岡県、京都府などでこのヘルプマークが配布されているところと聞いております。

本町といたしましては、このようなマークにつきましては、県全域で使用できるなど、より広域的に使用できることが望ましいものと考えておりますことから、今後、県にも要望してまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 県に要望していくとのお答えをいただきました。国や奈良県で全体で取り組んでいただくのが理想ではありますが、まずは、身近な地域でこうした取り組みを進めることができれば、スーパーやちょっとした買い物などの際に地域で支えることができると思います。

東京都や京都府、岡山県など、既に導入されている自治体は、同じマークを使用しておりますので、本町で取り組むとしても、新たにマークを作成する必要があるわけではありません。障害のある人に、何かお困りのことはありますかと気軽に声をかけることができるように、本町またはこの西和7町からでも真っ先に取り組んでいただきますように要望しまして、次の質問に移ります。

先ほどは、障害のある人が支援を受けやすくするための仕組みでしたけれども、今度は、障害のある人に対して私たちのほうからサポートをするための取り組みについて、質問をさせていただきます。

障害のある人が障害のあることをみずから示さなくても、周りの人のほうから、支援します、理解しておりますということの発信をすることができれば、さまざまなサポートを受けやすくなると思います。

奈良県では、平成25年から、あいサポート運動という取り組みを進めておられます。本町での取り組みについて、また、今後どのように取り組んでいかれるのか、お聞かせください。

○議長（中西和夫君） 面巻健康福祉部長。

○健康福祉部長（面巻昭男君） ご質問の奈良県におかれましては、障害者を理解し、障害のある人への配慮を実践していただく、まほろば「あいサポート運動」という取り組みが行われております。この運動は、障害の内容、特性、障害がある方が困っていること、配慮の仕方等を理解し、実践していただくあいサポーターを養成していくことにより、誰もが暮らしやすい共生社会の実現を目指すものとされております。

また、あいサポーターになるためには、あいサポーター研修等に参加する必要があるところがございます。

本町におきましては、このあいサポーター運動の取り組みとして、民生・児童委員を対象に研修会を開催いたしました。今後におきましても、新たに民生・児童委員になれる方には研修を受けていただくなど、この運動の普及に取り組んでまいりたいと考えております。

また、町主催の人権講演会や、広域7町が共同で実施する障害者の理解啓発に関する講演会などを通して、さらには、協働のまちづくり提案事業として実施されている障害者に対する偏見・差別をなくす啓発事業などとともに、引き続き、住民皆様への障害に関する理解の啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 既に民生・児童委員を対象に研修を行い、取り組みを進めていただいているということで、安心をいたしました。住民に対する啓発も進めていただけるということですが、できたら、住民と日常的に接しておられる町職員の方にはまず率先して取り組んでいただき、理解を深めていただけたらと思います。

職員研修の中に取り組んでいただければと考えますが、その点はいかがでしょう。

○議長（中西和夫君） 植村総務部長。

○総務部長（植村俊彦君） あいサポート運動につきましては、健康福祉部長が申しましたとおり、障害や障害者を理解し、誰もが暮らしやすい社会の実現を目指すという取り組みでございます。今後、どのような形で取り入れていくことができるのかも含めまして、検討をしてまいりたいと思います。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 協働のまちづくりの事業の中でも、このあいサポート運動を知ってもらおうという活動も予定をしております。町職員の方にも関心を持って取り組んでいただきますように要望をいたします。この質問は、これで終わらせていただきます。

続きまして、学校での水泳指導について、質問をさせていただきます。

長かった夏休みも終わり、新学期を迎えて、教職員の方々も子どもたちの指導に努めてくださっておりますと思います。

さて、1学期において水泳授業がありましたけれども、保護者の方から、水泳の指導のあり方について疑問を投げかけることもありました。と言いますのも、授業時間が限

られる中で、なかなか水泳が上達しない、学校の水泳授業だけでは泳げるようにはならず、スイミングスクールに通っている子どもとの差が開くばかり、泳げるようになるためには、そうしたスイミングスクールや夏休みの元気クラブに通うことが必要だ。子どもをスイミングスクールに通わせている保護者の方も、上達させることや競技として取り組むよりは、まずは水泳の基礎を学んで泳げるようにさせたいという方がほとんどだと聞きます。しかし、誰もがこうしたスクールに通わせることができるわけではありませんし、時間も、お金もかかります。

そこで質問です。学校、特に小学校での水泳の目標はどのようになっているのでしょうか。また、小学校6年間でどこまで泳げるようにすることが目標で、その達成度合いはどのようになっているのでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 小学校におけます水泳指導につきましては、ほかの教科も同様、文部科学省の学習指導要領の体育に各学年の目標が定められております。

この中で、第5学年及び第6学年の目標で申しますと、クロール、平泳ぎで続けて長く泳ぐこと、そういうことで運動の楽しさや喜びに触れ、その技能を身につけること、また、運動に進んで取り組み、助け合って水泳をしたり、水泳の心得を守って安全に気を配ったりすること、そして、自己の能力に適した課題の解決の仕方や記録への挑戦の仕方を工夫できるようにすることとなっております。

その評価の基準には、まず、運動への関心や意欲・態度として、続けて長く泳ぐ楽しさや喜びに触れることができるよう水泳に進んで取り組もうとすること、また、思考力や判断力として、問題の解決方法を知り、課題に合った練習の場や方法を選ぶこと、あるいは記録への挑戦の仕方を知り、自分に合った距離を設定すること、そして、運動の技能といたしましては、手と足の動きに呼吸を合わせながら続けて長く泳ぐことができるなどが定められておまして、学習指導要領にはそういったことが書かれていると。具体的な何メートル以上泳げるようなということにつきましてはですね、学習指導要領には明示はされておられません。

その中で、文部科学省が示しております例、例えばの例示でございますが、例示の中に、例えば6年生については25メートルから50メートル泳げるようになっていう例示が示されているところでございます。

例えばその25メートルが泳ぐことができる子どもの割合、達成度でありますけども、3小学校の小学校6年生で申しあげますと、クロールまたは平泳ぎで25メートル泳ぐ

ことができる児童は約7割となっている現状でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） クロールまたは平泳ぎで25メートル泳ぐことができる児童が約7割ということですがけれども、よろしければ、各学校ごとの数値についてもお聞かせいただければと思います。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 各学校ごとの数字をあらわす必要性は感じておりませんので、控えさせていただきます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） クロールまたは平泳ぎで25メートル泳ぐことが7割ということですがけれども、私が子どものころは、低学年では確かに泳ぐことが苦手な子どもたちが多くても、中学に上がるころには25メートル泳げるという子どもたちがほとんどだったように思います。

学校での水泳は、もちろん教育上の目標があると思いますが、やはり池や川に転落した、そういうときにも、泳ぐことができれば慌てずに自分の身を守ることもできるのではないのでしょうか。

泳ぎの基礎を身につけ、せめて25メートル泳げるように指導していただきたいと思いますがけれども、今のお答えが精いっぱいなのかなと思いますけれども、それであれば、やはり、授業で着衣水泳を取り入れているという学校もふえていると聞いております。本町の小学校では、どのように取り組んでおられますでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほどの全ての児童が25メートルっていうことにつきましてもですね、それが一番ベストだと思います。私の経験から申し上げましてもですね、私自身も、小学校卒業するころには20メートルも泳げない状況でございました。そういう、みんなが泳げたとおっしゃいますけど、各学校によって状況は当然違ってくると思います。私も、中学校になってから友達に教えてもらったりですね、あらゆる機会で見えたということもございます。そういった子どももたくさんいるのかなというふうに思っております。

ご質問の着衣水泳でございますけれども、服を着たままで泳ぐまたは浮かぶことができるといったことの指導についてでございますけれども、一般的には着衣泳というふうに知られているということでございます。その学習指導要領での位置づけでございますけ

ども、この学習指導要領には記載はされておられません。ただし、その学習指導要領に解説しているのがございまして、その解説では、着衣のまま水に落ちた場合の対処として、小学校の5年生、6年生では、各学校の実態に応じて取り扱うこととされているということで、指導すべきものでない、必修ではないということをご理解をいただきたいと思っております。

この着衣のままの水泳では、水の抵抗を大きく受け、泳力を有する者であっても、泳ぐことができる者であっても思うように泳ぐことができないことから、長い間浮くことの訓練、練習が大切であること、また、個々の児童の水泳能力の違いで大きく異なることや、自分自身の能力を客観的に知らせることなどが大切というふうに言われております。

そんな中であって、本町では、斑鳩東小学校で5年生で年間2時間程度、着衣のままの水泳指導を行っております。少しでも長い間浮くことのできるように、衣服に空気をためることで浮力を得ることができるといった体験もしている状況でございます。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 先ほど、各学校ごとの達成目標については特に答えることは必要ないという答えでしたけれども、そのこととちょっと関連をして、東小学校のほうで既に着衣水泳を取り組んでおられるということで、斑鳩小学校、西小学校でも取り組んでいただきたい、そのことと関連して、達成目標、泳げる子どもたちがどのぐらいの割合でいるのかということと、やはり自分の身を守るための着衣水泳がどの程度必要なのかなということもあって、先ほど学校別のことをお伺いしたんですけれども、できましたら、東小学校で既に取り組んでおられるということですので、斑鳩小学校、西小学校でも取り組んでいただきたいと考えますけれども、そのあたりはいかがでしょうか。

○議長（中西和夫君） 清水教育長。

○教育長（清水建也君） 先ほども申しましたように、この着衣水泳につきましては、各学校の状況によって実施ということも書かれておりますけれども、もちろんせっかくこうした一般質問で議員さんがおっしゃっておられますので、保護者の方々の要望を受けてのご質問というふうに考えておりますので、こういったご意見があることにつきましてはですね、当然のことながら各学校長に申しあげてまいりたいと考えています。

○議長（中西和夫君） 6番、平川議員。

○6番（平川理恵君） 町内のほかの学校で実施をしているというのであれば、なぜ自分の子どもが通っている学校でそれが実施されていないのかという疑問を持たれる保護

者の方もおられると思います。

学校のカリキュラム上の問題ですとか、プールの水の入れかえ等で実施が難しいというのであれば、夏休みのプール指導の最終日に実施するとか、あと、授業時間以外でのそうした指導も考えられるのではないかというふうに思います。

前段の質問で、クロールまたは平泳ぎで25メートル泳げるのが7割ということですがけれども、だから着衣水泳というわけではありませんけれども、やはり泳ぎについて課題が多い中で、池や川で転落した際の身を守るすべをきちんと教えていただきたい、そういう保護者の方々の要望が、私もよく耳を聞きますので、こうした取り組みを町内のほかの小学校でも実施していただきますように要望いたしまして、これで私の一般質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中西和夫君） 以上で、6番、平川議員の一般質問は終わりました。

これをもって、一般質問を終了いたします。

以上をもちまして、本日の議事日程は全て終了いたしました。

9日は、午前9時から決算審査特別委員会の開催が予定されておりますので、関係委員には定刻にご参集をお願いいたします。

本日は、これをもって散会いたします。

ご苦勞さまでした。

（午前10時49分 散会）